第三
+
号
の五
様式
第十
六
条関
係)

				申告(	! 由	種			別		標識番号					
軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 (原動機付自転車·小型特殊自動車)				新 規 変 更		原動機付自転車			小型特	大 分 市						
年			月日	<ul><li>□ 購入</li><li>□ 譲受け</li><li>□ 転入</li></ul>		使用者住所	(50 cc 又 第一種 (0.6kw 第二種 (90 cc 又	(は0.6k 特定原 以下) 乙 は0.8kv	」 は0.8kw以下) □ その他		)	納税義務発生 年 月 日		年	月	Ħ
<b>人分中女                                     </b>								□ 第二種 甲 (125 cc 又は1.0kw以下) □ ミニカー			)	旧標識番号				
		所  スは	₹				所有形	態	1. 自己所有 5. その他(	Ī	2. 所有権	留保 3. i	商品車		4. リース	車
納規	折 所	在地					主たる定※()内は	置場 1. 左記所有者の住			所又は所在:	(			)	
	f 氏 又	Jガナ) 名 " Zは					る定置場所市町村名を	在の						(		)
申	_	称					Ē	Ē.	名		型式	及び年式	原	動機	の型式番号	클
告 • 報	生生	月日	明·大·昭·平·令 年 月 日 電話番号								型 年式					
告		所 Zは	<b>₹</b>				Ē	巨 台	计番号		型式	総排気量又は定格出力			出力	
)義務者	吏 所7	在地														cc kW
者		Jガナ) 名					***************************************	長	<b></b>			幅		最	高速度	
ā	者 名	Zは 称								cm		cm				km/h
	生年	月月日	明·大·昭·平·令  年  月  日 電話番号	販 譲												
届	マ	所 スは		売 渡	販売又は譲渡したことを証明します。 年 月 日											
出	(フリ	在地       リガナ)					証	住	住所又は所在地							
者	又	名 Zは <sub>4</sub>							氏名又は名称							
		称 括番号		書	電	話 番 号										
「ご当地ナンバープレート」を																
希望する <b>ロ</b> 大分市の自然・街・安全(海から見える市の街並やたかもん)																
□ 元気な大分市(高崎山の元気なサル) 希望しない□														受人	上即	
<b>卯玉∪☆∀・□</b>													/			
※第一種一般原付・第二種乙・第二種甲のみ。 いずれかに ☑ チェックをしてください。													į			

## 第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入すること。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。 また、「5. その他」に該当する場合には、( )内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については 1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。 また、変更の申告の場合については、( )内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 8 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、 該当箇所の□(チェック欄)にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入 すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。
  - 備考 申告者・報告者にあっては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、 次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。
    - ・ 原動機の定格出力が0. 6キロワット以下であること。
    - 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
    - ・ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。